## 5. 剰余金処分計算書

(単位:円)

科目	令和4年度	令和5年度
1. 当期未処分剰余金	1,614,377,816	1,282,532,937
2. 剩余金処分額	435,802,606	105,292,921
(1) 利益準備金	100,000,000	20,000,000
(2) 任意積立金	300,000,000	50,000,000
施設整備修繕等積立金	200,000,000	-
経営安定化対策積立金	100,000,000	-
地域農業振興積立金	_	50,000,000
(3) 出資配当金	35,802,606	35,292,921
3. 次期繰越剰余金	1,178,575,210	1,177,240,016

(注) 1. 普通出資に対する配当金の割合は、次のとおりです。

令和 4 年度1.0%令和 5 年度1.0%

2. 事業分量配当金の基準は、次のとおりです。

令和 4 年度配当なし令和 5 年度配当なし

3. 次期繰越剰余金には、営農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和 4 年度 22,500,000 円 令和 5 年度 5,000,000 円

4. 目的積立金の種類、積立目的、積立目標額、積立基準等は、次のとおりです。

#### 【施設整備修繕等積立金】

(積 立 目 的) 将来の J A 施設の取得・修繕・更新・処分等に伴い発生する費用に充てることを目的とする。

(積立目標額) 3億円

(積立基準) 当該事業年度の剰余金の範囲内で積み立てることが出来る。

(取 崩 基 準) 施設の取得・修繕・更新・処分等に伴い費用が発生した場合に、費用相当額を取崩すことができる。

(残 高) 2億円(令和6年3月31日現在)

#### 【経営安定化対策積立金】

(積 立 目 的) 組合の健全な経営を図るため、固定資産の減損処理によって発生する損失に備えることを 目的とする。

(積立目標額) 3億円

(積 立 基 準) 当該事業年度の剰余金の範囲内で積み立てることが出来る。

(取 崩 基 準)次の基準により、取崩しを行うことができる。

- 1. 固定資産の減損処理により、当該事業年度で2,000万円を超える費用が発生した場合に 2,000万円を超える金額。
- 2. 災害の発生により施設の修繕等を行い、その修繕・処分に1,000万円を超える費用が発生した場合の費用相当金額。

(残 高) 1億円(令和6年3月31日現在)

#### 【地域農業振興積立金】

(積 立 目 的) 地域農業の振興及び担い手支援のための費用支出に充当することを目的とする。

(積立目標額) 3億円

(積立基準) 当該事業年度の剰余金の範囲内で積み立てることが出来る。

(取 崩 基 準) その年度において積立金目的事象が発生した場合、当該支出額を限度に取り崩すことができる。

(残 高) 0円(令和6年3月31日現在)

## 6. 部門別損益計算書(令和5年度)

(単位:千円)

区分		合計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	共通管理費等
事業収益	1	7,319,601	1,065,794	879,356	4,095,179	1,254,570	24,702	
事業費用	2	4,357,799	120,494	42,447	3,259,774	850,049	85,035	
事業総利益(①-②)	3	2,961,802	945,300	836,909	835,405	404,521	△ 60,333	
事業管理費 計	4	2,942,211	632,899	604,332	859,874	578,452	266,654	
(うち減価償却費)	(5)	( 181,068)	( 33,285)	( 4,981)	( 119,293)	( 21,909)	( 1,601)	
(うち人件費)	5)'	( 2,030,640)	( 421,108)	( 472,483)	( 530,357)	( 389,815)	( 216,877)	
※うち共通管理費	6		82,187	65,682	93,497	54,304	14,773	△ 310,443
(うち減価償却費)	$\bigcirc$		( 6,232)	( 4,981)	( 7,090)	( 4,118)	( 1,120)	$(\triangle 23,541)$
(うち人件費)	7)'		( 57,119)	( 45,648)	( 64,980)	( 37,741)	( 10,267)	( \( \triangle 215,754)
事業利益(③-④)	8	19,590	312,401	232,577	△ 24,470	△ 173,931	△ 326,987	
事業外収益	9	232,379	61,520	49,166	69,986	40,649	11,058	
※うち共通分	10		61,520	49,166	69,986	40,649	11,058	△ 232,379
事業外費用	(11)	113,405	30,023	23,994	34,155	19,837	5,397	
※うち共通分	12		30,023	23,994	34,155	19,837	5,397	△ 113,405
経常利益(⑧+⑨-⑴)	13)	138,564	343,899	257,749	11,362	△ 153,119	△ 321,325	
特 別 利 益	(14)	22,877	6,056	4,840	6,890	4,002	1,089	
※うち共通分	15		6,056	4,840	6,890	4,002	1,089	△ 22,877
特 別 損 失	16	80,830	21,399	17,102	24,344	14,139	3,846	
※うち共通分	17		21,399	17,102	24,344	14,139	3,846	△ 80,830
税引前当期利益(③+④-16)	18	80,612	328,556	245,487	△ 6,092	△ 163,257	△ 324,083	
営農指導事業分配賦額	į <u>19</u>		65,103	51,603	162,042	45,336	△ 324,083	
営農指導事業分配賦後 税引前当期利益(18-0		80,612	263,453	193,885	△ 168,133	△ 208,592		

- (注) 1. ⑥、⑩、⑫、⑤、⑰は、各事業に直課できない部分
  - 2. 事業外費用は外部出資等損失引当金繰入と外部出資等損失引当金戻入相殺後の金額です。
  - 3. 特別利益は災害損失引当金戻入益と災害損失引当金繰入相殺後の金額です。

#### 1. 共通管理費及び営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等
  - ○共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割合
  - 部門職員数割合 (人頭割)
  - 事業損益割合
    - 上記3つの割合の総平均で配賦しています。
- (2) 営農指導事業
  - 農業関連事業に50%を配賦
  - 信用事業、共済事業、生活その他事業に50%を配賦
    - ①共通管理費配賦前の人件費を除いた事業管理費割合
    - ② 部門職員数割合 (人頭割)
    - ③ 事業損益割合

上記3つの割合の総平均で配賦しています。

### 2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

【単位:%】

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	26.47%	21.16%	30.12%	17.50%	4.75%	100.00%
営農指導事業	20.09%	15.92%	50.00%	13.99%		100.00%

## 7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

# 確認書

- 私は、当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの事業年度にか かるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべて の重要な点において、農業協同組合法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- この確認を行うに当たり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しております。
  - (1)業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
  - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しており、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
  - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に付議・報告されております。

令和 6年 6月 6日 みやぎ仙南農業協同組合

代表理事組合長舟山健一戲

# 8. 会計監査人の監査

令和5年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書及び注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。